

10月から、

あなたにも

マイナンバーが

通知されます。

マイナンバー（社会保障・税番号）とは
国民一人ひとりがもつ12桁の番号です。

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野で個人の情報を適切かつ
効率的に管理するために活用されます。

※対象者は、住民票を有する全ての方（中长期在留者や特別永住者などの
外国人も含む）です。

※マイナンバーの通知は、住民票の住所に送られます。（住民票の住所と
異なるところにお住まいの方は、お住まいの市町村に住民票を移してくだ
さい。

『マイナンバーによる情報連携で、より良い暮らしへ。』

マイナンバーは、安心・安全な仕組みで各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。
これによって国や地方公共団体等での情報連携が可能になり、様々なメリットをもたらします。

国民の利便性の向上

年金や福祉などの申請で、書類の
添付が減ります。

行政の効率化

行政手続きが、正確で早くなります。
災害時の行政支援にマイナンバーを
活用します。

公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。
年金などの社会保障を確実に給付
します。

『民間事業者のみならずマイナンバーを扱います！』

平成28年1月以降、以下の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

- ・健康保険や厚生年金の手続きや、源泉徴収の手続
 - ・証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の法定調書の提出 など
- 制度が始まる前までに、準備をお願いします。

- ①マイナンバーに対応した人事・給与などのシステム開発や改修
- ②マイナンバーを適正に扱うための従業員研修や社内規定づくり
- ③マイナンバーを含む個人情報の安全管理措置の検討

【詳細はこちら】

公式サイト「マイナンバー」検索
公式 Twitter「内閣官房社会
保障改革担当室（番号制度）」
コールセンター

☎ 0570 - 20 - 0178

平成26年度版

広報しらたか・議会だよりしらたかの有料製本サービスを行います

広報紙の有料製本を行います。希望される方は、下記によりお申し込みください。

◆製本対象

平成26年度に発行した
広報しらたか（No.1134～1156）
議会だよりしらたか（No.122～125）

◆料金 1部 500円

◆受付期間 6月12日（金）まで

◆申込方法

○広報紙つづりに住所と氏名を記入し、各地区コ
ミュニティセンター、または企画政策課情報係ま
でお持ちください。備え付けてある受付表に住所
と氏名を書いてください。

◆製本後のお渡しとお支払い

○製本が終わりましたら、ご家庭へ郵送します。

○同封する「納付書」により、町内金融機関（ゆ
うちょう銀行は除く）、または役場出納窓口で料
金をお支払いください。

◆お願い

○「広報しらたか」「議会だよりしらたか」以外
の印刷物などは入れないようにしてください。

○つづる順番は広報しらたか4月号が一番上にな
るようにし、おしらせ版3月号の後に、議会だ
よりしらたかを整理してください。

○一部の号が抜けている場合はできる限り補充し
ますので、不足の号を表紙に明記してください。

■問い合わせ 企画政策課情報係

☎ 85 - 6121